## 大月市民会館利用団体へのお願い

(新型コロナウイルス感染予防のための措置)

大月市民会館をご利用いただくに当たり、新型コロナウイルス感染予防のため、密閉・密集・密接の「三つの密」を回避する措置としまして下記の項目の厳守をお願いします。

また、利用団体の代表者(責任者)は、使用される方への周知をお願いします。

- 1 利用人数の制限
  - ○最低1m(マスク着用の無い場合は2m)の対人距離を確保する。
  - ○概ね、1人当たり3m<sup>2</sup>の専有面積を確保する。
- 2 利用者の把握、処置
  - ○利用者に37.5度以上の発熱者など、風邪の症状のある方や体調不良者は利用を控えていただく。
  - ○利用者全員にマスクの着用を指導する。
  - ○手洗いなどの手指衛生。利用団体においてもアルコール消毒液を用意し、適宜消毒に 努める。
  - ○利用者氏名、連絡先及び着座位置を記録し、大月市民会館からの要請があれば名簿等を提出する。また、利用後に感染者が確認された場合は大月市民会館に連絡をする。
  - ○接触確認アプリ (СОСОА) の利用を呼びかける。
- 3 使用上の制限
  - ○長時間の利用を控えていただく。(利用後はロビー等にとどまることなく速やかに退出していただく。)
  - ○定期的(30分に1回、5分程度)に換気をする。(または施設が指示する換気方法を順守する。)
  - ○対面で着座しないなど、机・イス等の配置位置に配慮する。
  - ○利用施設内へのお茶等のペットボトルの持ち込み自粛とごみの持ち帰り。
- 4 利用制限の期間等
  - ○利用制限の期間は、令和3年4月1日から当面の間とし、利用方法・対策等は感染状況や利用状況により随時見直すこととする。

上記事4月/(~)//( (神): ※1 生1 /~ 木/とも木/田石(2)日 // 周田(4) 14  16  19  16  17  19  17  19  19  19  19  19  19  19		ヨバート エーエー
	417部区「西午房分」す	ケイナー ナラ
		暑11しょ よりっ

令和 3年	月	日	
		利用団体名	
		代表者氏名	